

「地域歴史遺産の活用 —— 新しい尼崎城下町を目指して ——」

開催日 令和元年（二〇一九）七月二〇日（土）

場所 尼崎市立中央図書館 セミナー室

登壇者 大江篤（園田学園女子大学人間教育学部教授）

楞野一裕（尼崎市立文化財収蔵庫館長）

辻川敦（尼崎市立地域研究史料館館長）

井上舞（神戸大学大学院人文学研究科特命助教）

司会 柏原康人（園田学園女子大学非常勤講師・社会連携推進センター学術研究員）

主催 園田学園女子大学

共催 尼崎市、尼崎市教育委員会、兵庫こうべプラッ

トフォーム協議会

後援 兵庫県、兵庫県教育委員会

（掲載にあたって）

今回紹介するのは、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（大学COC+）」に取り組む園田学園女子大学が、令和元年（二〇一九）七月二〇日に開催したシンポジウムの記録である。尼崎城下町エリアにおける地域歴史遺産活用を实践するうえで、今後核となる尼崎市立歴史博物館の開館を翌年に控え、市の関係機関責任者二人をまじえ、博物館発足に向けた計画等を論じている。

歴史博物館としては、こういった場での議論を、今後の博物館にとって必要な視点・論点として運営に活かしていきたいと考えている。そのための記録として、今回園田学園女子大学の協力を得て本稿を掲載するものである。

〔開催趣旨〕

平成三〇年（二〇一八）に文化財保護法をはじめとした関係法が改正され、文化財をめぐる状況は大きな転換期を迎えている。改正文化財保護法では、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要であることから、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強



パネラー 向かって左から大江篤教授、楞野一裕館長、辻川敦館長、井上舞特命助教

化を図るため、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方における文化財保護行政の推進力強化を図るとされている。また、地

域にある文化財をまちづくりの資源として地方創生に活用していくことや、市町村における「文化財保存活用地域計画」の策定、文化財担当部署の首長部局への移管の容認、民間団体による文化財活用の促進なども文化財保護法および関係法の改正に盛り込まれており、従来の文化財保護重視の姿勢からの転換が図られつつある。

尼崎市でも文化財を巡る状況は大きな変化が起きている。尼崎市の地域歴史遺産の保護と活用は、文化財保護行政と博物館機能を所管する尼崎市立文化財取蔵庫と公文書館機能を持つ尼崎市立地域研究史料館によって担われてきた。尼崎市では、平成三十一年三月に尼崎城が開城されたことを契機として、尼崎のイメージを一新する歴史文化を取り込んだ観光施策の展開による経済活性化、歴史文化資源を活用した都市の魅力向上と、「都心と歴史文化ゾーンが調和した交流と学びの拠点の創生」を目指したまちづくりを進めている。その中で、令和二年（二〇二〇）秋に新博物館のリニューアルオープンが予定されるなど、尼崎市における地域歴史遺産の保護と活用を巡る環境も変わりつつある。尼崎城の開城と新博

物館のリニューアルオープンを機に、尼崎の地域歴史遺産の保護と活用は、どのように変わっていくのだろうか。これまでの尼崎における両館の取り組みとそれらを土台としたこれからの展望を通して、文化財の保護と活用をめぐる状況が大きく変容する中での地域歴史遺産の活用を考えたい。

基調報告

歴史文化遺産と民俗学

おおえ 篤

はじめに

園田学園女子大学は、大学COC+「歴史と文化」領域におけるシンポジウムとして、

平成二八年度 地域歴史遺産としての怪異伝承

― 『尼崎百物語』を起点に ―

平成二九年度 地域歴史遺産としての「営みの記憶」

― 災害復興の現場から ―

平成三〇年度 「日本遺産」と地域歴史遺産

を開催してきた。いずれのシンポジウムにおいても、未指定文化財である地域の歴史文化遺産としての民俗文化を再発見し、記録することの重要性と地域づくりへの活用についての検討を行ってきた。ここでは、民俗文化財を中心に、改正文化財保護法に至る文化政策をたどることから、現状と課題について考えたい。<sup>(1)</sup>

1 民俗学とは？

兵庫県福崎町出身で民俗学を創始した柳田國男は、学問を志した動機として、

「私の家は日本一小さい家だ」ということを、しばしば人に説いてみようとするが、じつは、この家の小ささ、という運命から、私の民俗学への志も源を發したといつてよいのである。

と記している<sup>(2)</sup>。幼い頃の兄夫婦の離婚、その原因となった嫁姑の問題など家族の抱える課題から民俗学が生まれたという。また、関東に移り住んだ一三歳のころ、徳満寺の子返しの絵馬を見て、「子供心に理解し、寒いような心になったことを今も憶えている」と述懐している<sup>(3)</sup>。

このような原体験から生まれた学問が民俗学なのであ



文化財群をストーリーをもって国内外に発信し、地域活性化を図る目的で「日本遺産」の認定制度が開始された。

文化庁日本遺産ポータルサイトによると、その主旨は、

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成・伝承、環境整備などの取組を効果的に進めていくことが必要です。

とある。そして、「日本遺産」認定による効果としては、「日本遺産」に認定されると、認定された当該地域の認知度が高まるとともに、今後、日本遺産を通じて様々な取組を行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生に大いに資するものとなると考えています。

とある。平成二九年度の日本遺産フォローアップ委員会の「地域活性化指標」<sup>(8)</sup>は、観光化を中心とした指標であ

り、日本遺産のストーリーがその地域に暮す人々にとってのものになっていくかどうかは疑問である。つまり、観光資源となりうる歴史文化遺産のみが注目され、定められたストーリーで情報は発信される。地域に点在する文化財の把握とストーリーによるパッケージ化、「面」での把握とはいわゆる「歴史文化基本構想」の指定、未指定に関わらず総合的に歴史文化遺産を把握する構想とは「活用」の方向性に差があるように思われる。

平成三一年度までに認定された日本遺産は八三件である。それぞれの取り組みを検証しなければならないが、日本遺産は「地域住民のアイデンティティの再確認」や地域活性化に資するものとなりえるか。日常生活に根ざした地域歴史遺産としての民俗文化と日本遺産との関係については、今後の課題である。

### 2-3 改正文化財保護法の課題

平成三一年四月に文化財保護法が改正された。<sup>(9)</sup>その焦点は<sup>(10)</sup>

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課

また、坂井秀弥<sup>(11)</sup>は、活用について、「活用はほとんどやればいいというものではない。文化財の世界では、文化財の活用は、その保存を確保できる範囲でしかやってはいけないのが鉄則だ」といい、「文化財のオーバーユースは避けなければならない」と指摘する。さらに、「むしろもっと重要なことがある。それは文化財を活用する前提となる保存を確保するまでには、専門家による多くの調査や研究が必要であり、それに多大な時間と労力がかかること」を忘れてはならないと述べている。

### 2-4 観光と歴史文化遺産

「文化財保護法」第三条には、文化財の価値は、「我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」であることにある。しかし、文化庁の「文化財活用・理解促進戦略プログラム二〇二〇」には、

「文化財は専門家のためだけのものではなく、一般の人や外国人観光客に「見られて感動し、その価値を知ってもらって初めて真価を發揮するもの」であるという意識改革を現場へ浸透させることが重要である。



と記されている。これは、平成二八年「明日の日本を支える観光ビジョン―世界が訪れたくなる日本へ―」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）の視点1「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」に、

「文化財」を、「保存優先」から観光客目線の「理解促進」、そして「活用」へ―とっておいた文化財―から「とっておきの文化財」に―

とあることを継承している。歴史文化遺産を観光資源として「活用」することが最優先とされる。このような「活用」の在り方によって、文化財や歴史文化遺産が消費財となり、観光資源としての価値のあるものみに注目が集まり、多くの指定・未指定の文化財が切り捨てられる危険性ははらんでいるのである。日本遺産も同様である。

アレックス・カー、清野由美『観光亡国論<sup>(12)</sup>』では、伝統文化を守っていくうえで二つの選択肢を指摘する。「昔の様式やしきたりを、そのまま守っていくやり方」と「核心をしつかりと押さえながら、時代に合せて姿・形を柔軟に変化させていく方法」である。そして、前者の場合、「時に文化を化石化させ、今を生きる人たちに

とって無意味なものにしてしまう恐れ」があると指摘する。「生きているようで、実は生きていない文化の「ゾンビ化」であるという。また、後者の場合、「核心への理解がなければ、本質とは異なるモンスターの生む方向へと進んでしまう恐れ」を指摘する（フランケンシュタイン化）。歴史文化遺産を観光資源として「活用」する際に留意しなければならない重要な視点である。

### 3 地域歴史遺産の活用

歴史文化遺産を「地域歴史遺産」と捉える視点がある。「地域歴史遺産」とは、

実はこれが地域歴史遺産である、というのはいくらも決めまっているわけではない。ある人が「これはこの地域の歴史や文化を理解するために大事なものだ」と思えば、それが地域歴史遺産になる。地域歴史遺産はそこに「ある」ものではなく、人々の思いによって地域歴史遺産に「なる」ものである。<sup>(13)</sup>

とあり、「ある」ものではなく「なる」ものである。<sup>(13)</sup> 歴史遺産を支え、伝える人々の思いによって「なる」ものであった。この視点に立ち、「活用」の多様な可能性を

模索していかなければならない。

平成二年頃まで、歴史文化遺産の「活用」というと、専門家が見出し、行政が認定し、一般の人々が享受するというものであった。つまり、歴史的・芸術的（鑑賞的）・学術的に価値付けされた遺産を保存し、「公開」することが「活用」であった。二一世紀になり、歴史文化遺産の新たな価値付けが行なわれた。その一つは、地域の誇り・アイデンティティ（社会的価値）であり、もう一つは産業・観光振興（経済的価値）である。それぞれの価値付けにもとづいた「活用」を考えていかなければならない。

### 3-1 地域遺産制度

地域歴史遺産の活用として、注目すべき取り組みが地域遺産制度である。<sup>(14)</sup> これまで述べてきた未指定文化財を把握し、活用する事例がある。

神戸市地域文化財は、県指定、市指定、市登録文化財を除く外、地域に残され、親しまれている文化財でその保護及び活用の必要なものを認定し、必要な措置を講ずることができるものである。この制度は、地域住民

が守ってきたもの、伝え残され、親しまれているもの、地域性を知る上で必要な文化財を広く顕彰し、所有者や地域の人々にも保存に努めてもらえるよう設けられた制度であり、顕彰、奨励に重点が置かれたものである。

現在一〇件が認定されているが、いずれも伝説として、長く地域に伝えられてきたものである。指定文化財の保存、活用とは異なる「活用」をめざすものといえよう。このような独自の取り組みで、地域が遺すべきと判断した遺産を住民が推薦し、行政が認定する仕組みを構築する地方自治体がある。

今後、各地の地域遺産制度を詳細に検証するとともに、総合的に研究することも地域歴史遺産の活用にとって重要な課題であるといえよう。

### 3-2 小学校社会科と民俗学

地域歴史遺産を子どもたちにどのように伝えていくかを考える時、学校教育の場が重要な役割を果たす。<sup>(15)</sup>

昭和二〇年代から三〇年代にかけて、柳田國男を中心に日本民俗学は戦後の社会科学教育に関わり、「史心」の養成を主眼とし、<sup>(16)</sup> 身近な民俗文化からいかに歴史教育を

行うかについて検討している。戦後の社会科教育において、民俗学は一定の役割を果たしていたのである。しかし、現在、教員は多忙を極め、「地域に出て、教材研究をする」(郷土研究)と「地域を活かした授業づくり」(郷土教育)に対して、苦手意識を持っている。伊藤純郎は、「①郷土研究と郷土教育の能力を持つ教員の養成」「②民俗学と社会科教育の連携」が必要であることを指摘する<sup>(17)</sup>。しかし、①については、教員研修や大学でリカレント教育を実施するだけでは十分とはいえない。①②をふまえた教育プログラムの構築こそが重要である。

教育プログラムづくりで注目できる事例が、兵庫県南あわじ市のコアカリキュラムである。<sup>(18)</sup>平成三〇年度に設定され、令和元年度から開始しているこのカリキュラムの特色は、小学校一年生から中学校三年生まで九年間を通して国指定重要無形民俗文化財の淡路人形浄瑠璃をはじめとする民俗芸能を軸に「将来にわたって地元を愛し誇りを持ってもらう」プログラムになっている点である。このような南あわじ市の民俗文化を活用した教育プログラムは、緒についたばかりであるが、今後の展開が



尼崎城を舞台とする市民による多様な学びの取り組みのひとつ、令和元年5月26日に催された猪名寺忍者学校の入学式、地域研究史料館職員が解説

ることになる。

柳田國男「風光推移」(柳田國男『明治大正史 世相篇』<sup>(20)</sup>のなかで、

以前の城下町の最も花やかなる目標、人がその地に近づくにつれて、ことになつかしく傘の端に振り仰がれたものは、城の白壁と御天守であった。多くの紀行や広重の板画などを見ても、これが松の木の間からちらちらと見える光景は、まずもってその都市

期待される。

歴史文化遺産の教材化は、一つの学年、クラス、単元だけで実施する取り組みは数多くあり、指導案も公開されている。しかし、地域の特色ある教育課程として、義務教育の九年間、さらにいえば幼児教育から高等学校教育までの期間で地域に愛着を持つ人づくりをしていくためのプログラムの構築を模索していかねばならない。この取り組みによって、地域の生活者のあたりまえの暮らしのなかで伝承されてきた民俗文化は、地域社会で地域歴史遺産となっていくものと思われる。

#### 4 新しい尼崎城下町をめざして

以上、民俗文化を中心に、近年の文化政策の動向をたどりながらその課題について考えてきた。さて、尼崎市では平成三一年三月に尼崎城が開城し、令和二年度には歴史博物館がリニューアルオープンする。その位置する城内地区は、隣接する寺町とともに、歴史・文化資源を活かすことで都市の魅力の向上と、交流人口の増加をめざすまちづくりをすすめてきた。<sup>(19)</sup>近世尼崎城下町の古層のうえに、新しい城下町としてのまちづくりが目指され

の意気を示すものであった。自分は低い小家に住む者でも、何かというとお城を自慢の種にした。後には防禦の本来の役目よりも、むしろこのほうが重要であったかもしれない。

と述べている。「城の白壁と御天守」は城下町の住民にとって、「自慢の種」であり、まちのシンボルとして機能していることを指摘している。新しい尼崎城も、(いま)〈ここ〉に住み、訪れる人々にとってのシンボルにしているかなければならない。かつての尼崎城下に伝承されている民俗文化は、貴布禰神社のだんじり祭や築地町の戎橋のたもとに出現したといわれるスナカケババの話、深正院(じんしょういん)のお菊の井戸など多彩である。それらを総合的に把握し、まちづくりに「活用」することが重要である。その際、あたり前の暮らしに根ざして伝承されてきた民俗文化財をはじめとする歴史文化遺産は、そこに住み暮す人にとって認定され「地域歴史遺産」に「なる」必要がある。「地域歴史遺産」を「活用」した新しい尼崎城下町のまちづくりを推進するにあたっては、尼崎城をシンボルに、歴史博物館と地(知)の拠点としての大

学が協働できる仕組みの構築をめざしていかなければならない。<sup>(21)</sup>

- [注]
- (1) 地域歴史遺産と民俗学については、『地域づくりの基礎知識1 地域歴史遺産と現代社会』(神戸大学出版会、二〇一八年)にまとめた。
  - (2) 柳田國男『故郷七十年』(のじぎく文庫、一九五九年)。
  - (3) 前掲注(2) 柳田『故郷七十年』。
  - (4) 柳田國男『郷土生活の研究法』(刀江書院、一九三五年)。
  - (5) 文化財保護法と民俗文化については、植木行宣『文化財と民俗研究』(『近畿民俗』第一三八号、一九九四年)、才津祐美子『民俗文化財』創出のディスカール(『待兼山論叢』第三〇号、一九九六年)、岩本通弥『民俗』を対象とするから民俗学なのか―なぜ民俗学は「近代」を扱えなくなってしまうたか―(『日本民俗学』第二二五号、一九九八年)、岩本通弥『民俗学と「民俗文化財」とのあいだ―文化財保護法における「民俗」をめぐる問題点―』(『國學院雑誌』九九卷二一、一九九八年)、菊地暁『民俗文化財の誕生』(『歴史学研究』第二二六号、一九九九年)などがある。
  - (6) 『歴史文化基本構想』については、大江篤『歴史文化基本構想』と民俗文化―民俗学のなすべきこと―(『御影史学論集』第三六号、二〇一一年)で論じた。
  - (7) 文化庁「日本遺産ポータルサイト」<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/> 二〇二〇年二月四日閲覧。
  - (8) 平成二九年日本遺産フォローアップ委員会審議結果の参考資料<sup>7)</sup>。
  - (9) 改正文化財保護法と民俗学については、大江篤『地域歴史遺産としての民俗文化―改定文化財保護法と民俗学の課題―』(『岡山民俗』第二四〇号、二〇一九年)で論じた。
  - (10) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html> 二〇二〇年二月四日閲覧。
  - (11) 坂井秀弥『文化財保護法の改正を迎えて』(『文化遺産の世界』vol.33、二〇一八年)。その他、改正文化財保護法の課題を論じた研究に、岩崎奈緒子『歴史と文化の危機―文化財保護法の「改正」―』(『歴史学研究』第九八一号、二〇一九年)、坂井秀弥『戦後遺跡保護の成果と文化財保護法改正の課題』(『歴史学研究』第九九八号、二〇二〇年)、坂井秀弥『法改正と文化財の総合的保存活用―文化財保護法改正一年―』(『文化遺産の世界』vol.35、二〇一九年)などがある。
  - (12) アレックス・カー、清野由美『観光亡国論』(中央公論新社、二〇一九年)。
- (13) 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター『地域歴史遺産保全活用ハンドブック 兵庫県版』(二〇一三年)。
  - (14) 「地域遺産制度」については、山川志典・伊藤弘・武正憲『「地域遺産制度」の実態と成果』(『ランドスケープ研究』八〇巻五号、二〇一七年)、山川志典・伊藤弘『住民団体と地域遺産制度への取り組みの関係―岩手県遠野市遠野遺産認定制度を事例として―』(『都市計画論文集』Vol.52、二〇一七年)などがある。
  - (15) 小学校教育と民俗学については、大江篤『小学校社会科と民俗学―兵庫県の民俗文化財を中心に―』(『地域連携推進機構年報』第四号、二〇一七年、園田学園女子大学)で論じた。
  - (16) 柳田國男・和歌森太郎『社会科教育法』(実業之日本社、一九五三年)。
  - (17) 伊藤純郎『教育学と民俗学』(『日本民俗学』第二七七号、二〇一四年)。
  - (18) 南あわじ市教育委員会・南あわじ市洲本市小中学校組合教育委員会『南あわじ市コアカリキュラム』(二〇一八年)年度。
  - (19) 「城内地区まちづくり基本指針」(尼崎市、二〇〇八年)。
  - (20) 柳田國男『明治大正史 世相篇』(朝日新聞社、一九三〇年)。

- 基本構想』と民俗文化―民俗学のなすべきこと―(『御影史学論集』第三六号、二〇一一年)で論じた。
- (7) 文化庁「日本遺産ポータルサイト」<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/> 二〇二〇年二月四日閲覧。
  - (8) 平成二九年日本遺産フォローアップ委員会審議結果の参考資料<sup>7)</sup>。
  - (9) 改正文化財保護法と民俗学については、大江篤『地域歴史遺産としての民俗文化―改定文化財保護法と民俗学の課題―』(『岡山民俗』第二四〇号、二〇一九年)で論じた。
  - (10) <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html> 二〇二〇年二月四日閲覧。
  - (11) 坂井秀弥『文化財保護法の改正を迎えて』(『文化遺産の世界』vol.33、二〇一八年)。その他、改正文化財保護法の課題を論じた研究に、岩崎奈緒子『歴史と文化の危機―文化財保護法の「改正」―』(『歴史学研究』第九八一号、二〇一九年)、坂井秀弥『戦後遺跡保護の成果と文化財保護法改正の課題』(『歴史学研究』第九九八号、二〇二〇年)、坂井秀弥『法改正と文化財の総合的保存活用―文化財保護法改正一年―』(『文化遺産の世界』vol.35、二〇一九年)などがある。
  - (12) アレックス・カー、清野由美『観光亡国論』(中央公論新社、二〇一九年)。

- (21) 文化財の活用についての近年の研究に、加藤幸治『文化遺産シエア時代』(社会評論社、二〇一八年)、岩城卓二・高木博志『博物館と文化財の危機』(人文書院、二〇二〇年)、國學院大學研究開発推進機構学術資料センター編『文化財の活用とは何か』(六一書房、二〇二〇年)などがある。

#### 報告1

### 文化財収蔵庫から歴史博物館へ

梶野 一裕  
かどの かずひろ

#### 尼崎市立文化財収蔵庫の歩み

尼崎市立文化財収蔵庫は昭和四八年(一九七三)一月に尼崎市栗山字前田(現栗山町)の尼崎市立立花小学校の三階建の独立校舎を一部改修して開館した文化財施設である。昭和五六年度から担当職員を配置し、文化財保護に関する業務を行うとともに、考古資料と民俗資料の展示を常設で行うようになった。所管は教育委員会事務局社会教育部社会教育課から文化財担当、平成一四年(二〇二二)四月からは新たに設けられた歴博・文化財担



当となった。これは昭和六三年度から担当部署を設けて

開設準備を進めていた（仮称）歴史博物館建設事業の休止により、文化財担当と歴史博物館準備室が統合されたことによるもので、以後、文化財収蔵庫では歴博・文化財担当の所属職員が執務し、文化財保護と博物館に関する業務を行ってきた。

職員は一時期を除き所属長を含めて全員が考古、歴史、民俗、美術工芸の各分野の学芸員で、嘱託職員と臨時職員も埋蔵文化財に関する専門職員であった。尼崎市内には一一〇件の国・県・市の指定・登録文化財を含めて多種多様な文化財が残されており、周知の埋蔵文化財包蔵地である遺跡は一一〇箇所以上所在する。遺跡推定地も七〇箇所以上あり、開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査等の延べ日数は、平成三〇年度は二一八日に及んでいる。近年は未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことの必要性や、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進が強調されるようになっており、文化財収蔵庫では多様化、複雑化しつつある地方自治体における文化財保

護行政の諸課題の解決に向けて取り組んできた。

#### 歴史博物館の建設準備

一方、（仮称）歴史博物館建設事業では尼崎の歴史に関わる資料の収集を進め、二万七千点に及ぶ資料を収集することができた。これら市民共有の財産である収蔵資料は、歴史博物館準備室当時から市内の展示施設を会場に収蔵資料展を開催し、その公開活用を努めてきた。また、体験学習会や市民向けの歴史講座等を図書館や公民館等で開催するとともに、学校での学芸員の出張授業や学芸員と協働で体験学習事業を進める市民ボランティアの養成にも取り組んできた。自前の展示施設や収蔵施設がない（収蔵資料の多くは大阪市内の民間の美術品倉庫で保管していた）という施設面での限界はあったものの、文化財収蔵庫で進めてきた展示・教育普及事業は尼崎の歴史や文化、そして博物館に対する市民の関心や理解の促進に寄与することができたと自負している。

#### 城内への施設移転

このように、文化財収蔵庫では地道に、そして意欲的に所管業務に取り組んできたが、平成二〇年三月に大き

な転機を迎える。尼崎市は「城内地区まちづくり基本指

針」を策定し、尼崎城本丸跡に立地する昭和八年（西半分は同一三年）竣工の歴史的建造物の旧城内中学校校舎を保存活用するため、文化財収蔵庫を移転させることになったのである。文化財収蔵庫は三階建ての旧校舎の一階部分を使用し、別棟の旧技術棟と旧体育館は産業資料や民俗資料、考古資料の収蔵施設として活用することになり、平成二〇年一二月に移転し、翌年一月から業務を開始した。同年四月からは常設展示の公開を開始し、設備面の制約から展示資料が限定されていたが、尼崎の通史を展示で見学することができる市内唯一の施設となった。また、各種体験学習事業を実施する体験学習室も設けられた。平成二五年度には企画展示室と講座室が整備され、企画展示室では工事休館となる平成三〇年一〇月までに二〇回の企画展を開催し、講座室は市民向け講座の会場や、小学校の団体見学の際にも活用している。また、乗用車と大型観光バスの駐車場が整備され、平成二七年度には来館者は二万人を数えるようになった。

#### 歴史博物館の開館へ

令和二年（二〇二〇）一〇月、文化財収蔵庫は約五〇年の歴史を閉じ、新たに歴史博物館として生まれ変わる。新歴史博物館は、夜間中学校の市立成良中学校琴城分校として使用される一階東半分を除き、三階建ての建物を全て使用し、一階に事務室と埋蔵文化財関係の諸室、二階に常設展示室と資料収蔵整理関係の諸室、三階に企画展示室と教育普及関係の諸室が設置され、博物館として必要な設備が完備される。加えて、これまで総務局が所管していた地域研究史料館が統合され、三階に同館の機能を継承する各室が配置される。公文書館機能を有する博物館施設は全国的にも例が少なく、意欲的な試みであり、新しく誕生する歴史博物館の特色の一つといえる。文化財収蔵庫と地域研究史料館はともに尼崎市の歴史遺産の収集・保存・活用等を行ってきた施設であり、両施設のこれまでの蓄積を継承・発展させ、歴史博物館が尼崎の豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望するために必要な学びの場となるよう努めたいと考えている。



## 新しい尼崎城下町を目指して

— 尼崎市立地域研究史料館からのコメント —

辻川 敦

## 地域研究史料館の利用の多様性

尼崎市立地域研究史料館は、市の歴史的公文書をはじめ、地域の歴史に関わるさまざまな文字記録史料を閲覧公開する文書館施設である。昭和五〇年（一九七五）に尼崎市総合文化センター内に設置され、令和二年（二〇二〇）には南城内に新設する歴史博物館内に移転の予定である。

史料館はレファレンスサービスや情報発信を重視し、同時に地域と歴史をめぐる市民や行政のさまざまな営みに積極的に参加・協力している。近年のレファレンスサービス人数は年間二三〇〇〜二五〇〇人を数え、講座やイベントへの出講機会も多く、平成三〇年度（二〇一八）は六五件八二回の出講を記録した。このうち尼崎城関連が三九件四九回を占め、学びの動機付けとして開城効果が

が大きかったことがわかる。

史料館の利用は多様である。専門の研究者ばかりでなく、身近な地域や自身につながる歴史に関心を持つ市民、地域団体や企業、市職員をはじめとする各種行政関係者など、幅広い利用者の利用がある。調べるテーマ・内容も過去から現代までさまざまで、各時代の歴史や文化に関心を持ち調べるケースもあれば、それらを地域資源として現在のまちづくりに活かしたい、環境汚染や自然災害について学び、それを克服する営みにつなげたいといった、現実的課題のための利用もある。

こういった利用の多様性のなかに、これからの地域歴史遺産活用へのヒントがあるのではないかと考えている。

## 尼崎城下町に広がった多様な営み

令和元年三月の尼崎城開城前後、市内ではこれをきっかけとする多彩な学びの場と営みが生まれた。刀型のトングを使ってクリーン活動を進める護美奉行、市民団体や企業が取り組むてらまちキャラバンミーティング、まちを歩いて再発見するあまらぶ体験隊ブラグウジ企画といった数多くの取り組みがあり、史料館も講師派遣等の

形で協力している。城下の旧家にあつた襖の下張り文書を剥がして調べるボランティア活動や、あちこちに残る尼崎城石垣石の残石を探索する取り組みなども生まれている。

これらの多くは市民や事業者が主体となり、行政と連携して歴史を学び、地域資源を見出し、それを現在に活かすアクティブな営みと言える。こういった経験から今後の尼崎城下町における地域歴史遺産活用を考えると、「地域資源、歴史素材の多様性」と「アクティブな学び、双方向」がポイントになると考えている。

## 地域資源、歴史素材の多様性

尼崎城下町エリアの「地域資源、歴史素材の多様性」。これは尼崎市域全体の歴史的な特徴でもある。日本各地の都市のなかには、その地域の核となる重要な歴史素材、たとえば姫路市の姫路城や堺市の百舌鳥・古市古墳群といった存在があり、それを中心に歴史観光の営みが展開するケースも多い。尼崎の場合、むしろ弥生時代の田能遺跡から始まり、近現代の工業化・都市化のさまざまな証に至る時代・分野の多様性がポイントとなる。

これに関連して、先日こんなことがあった。令和元年七月七日、近畿大学文学部文化・歴史学科の教員・ゼミ生計三五人が、大学の現地学習企画として尼崎に來訪した。中世史と近現代史の二つのゼミの学生が大物・城内・寺町を歩き、尼崎城や史料館にも來館した。大物には義経・弁慶船出や大物崩れ、戦国期尼崎城といった中世以来の歴史があり、城内・寺町には近世尼崎藩・尼崎城、阪神煉瓦倉庫や尼信記念館・開明庁舎といった近代建築群、戦争遺跡としての開明小学校塀の機銃掃射跡もある。史料館では、尼崎地域の歴史に関する史料を実際見し、市立文書館の機能について学ぶことができる。引率した先生からは、各時代の歴史を学ぶことができる貴重な機会であったとご評価いただいた。なんとなく歩いておもしろい観光地というわけではないが、問題意識と学びを前提に現地踏査をすれば、時代を通して学べる貴重な素材がそろっている。

現代史の分野で尼崎が今後さらに重視すべき歴史事象のひとつに、公害環境問題がある。史料館では、市の公害環境行政に関する歴史的公文書や、国道四三三線訴

訟・尼崎大気汚染訴訟の運動・裁判の記録資料を保存しており、歴史博物館における活用が課題である。

### アクティブな学び、双方向

「アクティブな学び、双方向」については、さきに紹介した尼崎城をめぐる多彩な取り組みの数々が参考になる。本市が市民との協働により進める「みんなの尼崎大学」プロジェクトもまた、街全体を大学に見立てて誰もが先生にも生徒にもなれる、どこでも学びの場になり得るという究極のアクティブかつ双方向の試みである。

こういったスタンスは、平成二八年(二〇一六)に尼崎市制一〇〇周年を記念して刊行した新市史『たどる調べる尼崎の歴史』にも貫かれていた。市民自身が歴史をひもとくためのガイダンスとして、歴史を調べるための手法や手順、まちづくりへの活かし方などを実践例をもとに解説しており、他に例がない市史となっている。

このように、「アクティブな学び、双方向」の実践は、すでに尼崎において蓄積されてきている。尼崎城下町の取り組みも、今後さらにこういった方向性によって進めていくことができれば、と考えている。

野・辻川両氏からは、尼崎市立文化財収蔵庫と同地域研究所資料館の活動事例と、両施設の機能を集約して、令和二年秋に開館予定の尼崎市立歴史博物館についての話題が提供された。端的にまとめれば、今後、尼崎城と新博物館、そしてこれらを含む尼崎城下をへどのように「活用」していくのか」という話であったかと思う。

筆者は日ごろ、兵庫県下各地で地域歴史遺産の保全・活用に携わっているが、尼崎市に関しては直接的な関わりを持ち得ていない。よって右の話題に対して、実情を踏まえた具体的な提案ができる立場にはないが、他地域での経験をもとに、今後の尼崎城下の「活用」についていくつかのコメントを残すものである。

### 地域歴史遺産活用の現状

近年、日本遺産の認定や文化財保護法の改正などに象徴されるように、文化財、あるいは歴史文化の活用がひとつのトレンドとなっている。活用したいは悪いことではない。活用を通して、その魅力をより多くの人に知ってもらうことで、地域の活性化に繋がることもあるし、ひいては将来的な保護への動きにつながることもある。

〔注〕石垣石残石調査の成果は以下の調査レポートにまとめられている。中川雄三・佐藤功「近世尼崎城残石探し」(尼崎市立地域研究所資料館紀要『地域史研究』第一一六号―二〇一七年一月―掲載)、同「続・近世尼崎城残石探し」(同前第一一九号―二〇一九年二月―掲載)。

### コメント

井上 舞

### はじめに

以下は、令和元年(二〇一九)七月二〇日に開催された大学COC+シンポジウム「地域歴史遺産の活用―新しい尼崎城下町を目指して―」における、大江・楞野・辻川報告を受けたコメントである。

本シンポジウムでは、タイトルにもあるように平成三〇年(二〇一八)に築城され、翌年に開城した尼崎城と、尼崎城下のよりよい「活用」を目指すべく、諸地域の活用例の紹介も含めて議論が行われた。また、楞

しかし、注意しなければならないのは、活用とはとても便利で安易な言葉だ、という点である。たとえ「活用」を標榜していても、その対象に向き合わずに、「面白ければ良い」「客が集まれば良い」という感覚で対象を利用することは、活用とは言いがたい。残念ながら、近年の活用ブームにおいて、単なる「利用」「消費」ともとれる事例は決して少なくはない。こうした点を踏まえれば、地域歴史遺産の活用において大切なのは、その具体的な定義づけではなく、活用する対象と向き合うための仕組みづくりのように思われる。

### 歴史博物館への期待

尼崎市の場合、その手助けとなるのが尼崎市立歴史博物館ではないだろうか。新博物館は、市域の様々な文化財を調査・保存・活用する文化財収蔵庫と、市域の歴史に関する文書・記録類を保存・公開する地域研究所資料館の機能がひとつに集約された場所になる。これまで別々に活動していたふたつの組織が、ひとつの場所で歴史博物館として始動していくためには、解決すべき課題も多々あることだろう。とはいえ、この状況をポジティブに

捉えるならば、新博物館は、それぞれの長所を活かして「地域の歴史文化」を軸に多様な活動を展開できる場となり得る可能性を秘めている。

特に、博物館施設に、地域研究史料館の持つレファレンス機能が引き継がれる意義は大きい。同館ではこれまで、史料のアーカイブだけでなく、ここに集積された〈知〉を市民に対して積極的に還元すべく、館内外で様々な活動に取り組んできた。具体的な活動事例は辻川報告に譲るが、年々着実に利用者が増加しているという実績は、館に関わってもらうための仕組みを上手く作れているからではないだろうか。こうした蓄積を新博物館で活かすことができれば、「学ぶ」「調べる」という事に対して、既存の博物館よりもより充実したサービスが提供できるのではないだろうか。

### 尼崎城の魅力

最後に、尼崎城についても触れておきたい。天守閣しか「築城」されなかったものの、新しい尼崎城の魅力は、実のところ、その「狭さ」にあるように思う。城内には尼崎の歴史を楽しむための様々なコンテンツが用意

されている。天守閣しかないのを逆手にとって、コンパクトに尼崎を知る仕組みが作られており、かつ、歴史的建造物として「再現」しなかったことで、逆に多様な情報提供を可能にしているといえよう。加えて、徒歩圏内にはレファレンス機能が充実した歴史博物館の建設が予定されている。この距離の近さと、互いの長所をうまく活かせば、より深く尼崎について知ることのできる場を構築することが可能ではないだろうか。

### おわりに

本シンポジウムのタイトルにもある「地域歴史遺産」とは、単に地域に残された文化財や歴史資料を指すのではない。そうしたものが、対象を取り巻く人々との関係性の中で、地域歴史遺産になっていくと考えられている。この考え方に基づくならば、尼崎城と新博物館を軸に展開される諸活動は、将来的に「新しい尼崎城下」そのものを地域歴史遺産に導く可能性を秘めている。今後の展開に期待したい。